

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則及び奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 大石 健 一

奈良県教育委員会規則第八号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則及び奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則

(奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正)

第一条 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則(平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表総務課の項中「秘書人事係」の下に「教育政策推進係」を加え、同表教職員課の項中「教職員相談支援係」を「キャリア支援係」に改め、同表高校教育課の項中「生徒指導係」を「教育情報化推進係」に改め、同表義務教育課の項中「教育統計係、小中生徒指導係」を「授業力向上係」に改め、同表体育健康課の項中「学校体育係」の下に「高校総体開催準備係」を加える。

第四条総務課の項第六号中「給与」を削り、同項中第十三号を第十七号とし、第十二号の次に次の四号を加える。

十三 教育に関する調査に関すること。

十四 教育に関する統計に関すること。

十五 教育振興大綱の進行管理に関すること。

十六 教育に関する事務の点検及び評価に関すること。

第四条福利課の項第一号中「(教職員課及び体育健康課の所管に属することを除く。)」を削り、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 労働安全衛生に関すること。

第四条教職員課の項第一号中「給与」を削り、同項中第九号を削り、第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の給与に関すること。

第四条高校教育課の項第三号中「キャリア教育及び生徒指導」を「及びキャリア

教育」に改め、同項第九号を次のように改める。

九 ICT環境の整備に関する事。

第四条高校教育課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、同条義務教育課の項第一号中「、キャリア教育及び生徒指導」を「及びキャリア教育」に改め、同項中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、同条体育健康課の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 高校総体開催準備に関する事。

(奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正)

第二条 奈良県立教育研究所管理運営規則(平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中 「教育企画部

を「教育企画部」に改める。

教育情報化推進部」

第三条教育企画部の項第一号中「小・中学校」を「小・中・高等学校」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 理数教育の推進に関する事。

第三条教育企画部の項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 教育に関する図書その他資料の収集、保存、刊行及び提供に関する事。

第三条教育情報化推進部の項を削り、同条教育支援部の項第一号、第二号、第四号及び第五号中「教育相談」を「生徒指導及び教育相談」に改める。

第四条第一項中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 副主任

第五条第八項中「副主幹」の下に「及び副主任」を加え、「担当事務」を「担当事務」に改める。

第五条の三第二項中「担当事務」を「担当事務」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。